

災害復旧技術専門家 派遣制度の概要



平成 15 年 12 月

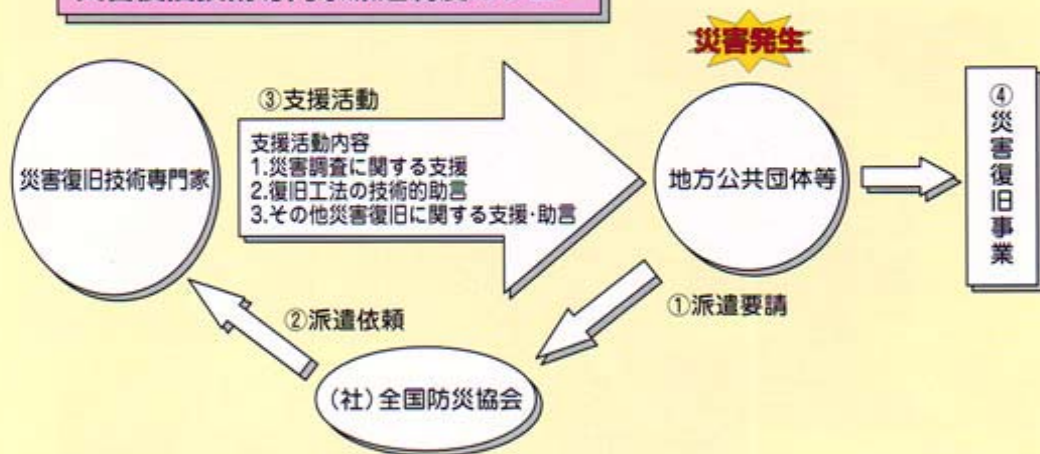
制度の趣旨

わが国では、地震、火山噴火、風水害等の自然災害が毎年全国各地で発生し、貴重な財産や生命に甚大な被害をもたらしています。

災害現場においては、時と場合を踏まえた迅速かつ確な対応が望まれるものの、いざ災害発生という場合には、災害復旧業務の実践経験を積んだ技術者が不足がちであり、その対応に大いに苦慮している現状が見うけられます。

このような背景のもと、地方公共団体等からの要請に基づいて、災害復旧制度に熟知し、かつ災害復旧工法に関する高度な技術的知見を有する実践経験の豊富な専門家を災害現地に派遣し、地方公共団体等の行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的とする、「災害復旧技術専門家派遣制度」が新たに発足しました。

災害復旧技術専門家派遣制度のフロー



災害復旧技術専門家とは

災害復旧技術専門家とは、災害復旧業務に相当期間従事し、その制度を熟知し、災害発生時に地方公共団体等の要請に応じ、速やかに現地に赴き、ボランティア活動として技術的な支援・助言を行うことが可能な者で、(社)全国防災協会が認定・登録した者をいいます。

災害復旧技術専門家が行う支援・助言内容とは

災害復旧技術専門家は現地に赴き、これまでの経験、専門的知識等に基づき以下の支援・助言を行います。

項 目	支援及び助言の内容
①災害調査に関する支援	<ul style="list-style-type: none">・申請等に必要となる調査に関する事項・被災原因の把握のための調査に関する事項・対策工法検討のための調査に関する事項 など
②復旧工法に関する技術的助言	<ul style="list-style-type: none">・復旧工法に関する事項・改良復旧計画に関する事項・応急復旧に関する事項 など
③その他地方公共団体等の災害復旧に関する支援・助言	<ul style="list-style-type: none">・災害復旧制度に関する事項・災害復旧申請書に関する事項・その他災害復旧事業に関する事項 など

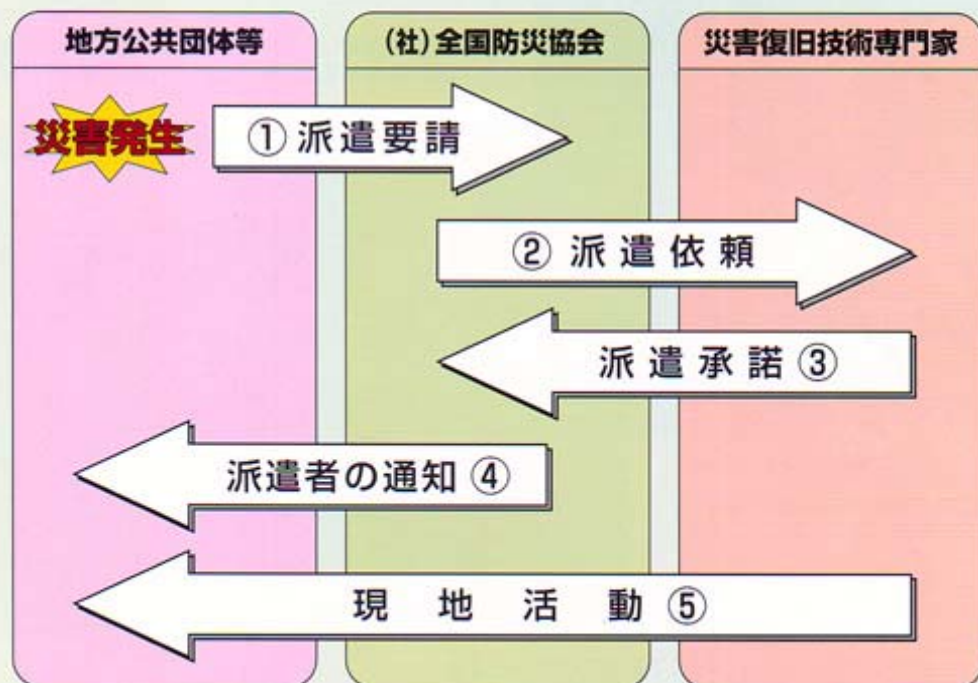
災害復旧技術専門家の派遣費用は

災害復旧技術専門家が行う支援・助言はボランティア活動として行われますので無報酬としますが、派遣に要する交通費、宿泊費等の実費については、原則として派遣要請を行った地方公共団体等の負担になります。

災害復旧技術専門家の派遣要請手続きは

地方公共団体等は災害が発生し、災害復旧技術専門家の支援・助言が必要となった場合には、地方公共団体等の災害担当所属長から(社)全国防災協会あて派遣要請を行っていただきますが、緊急を要する場合には、電話連絡等によっても行うことができます。

以下に手続きの流れを示します。



※手続の詳細や申請様式等については(社)全国防災協会のホームページ（災害復旧技術専門家派遣制度）をご参照下さい。<http://www.zenkokubousai.or.jp/>



災害復旧技術専門家派遣制度要綱

社団法人 全国防災協会

(目的)

第一条 本制度は、異常天然現象により公共土木施設に被災が発生した際、地方公共団体等からの要請に基づいて「災害復旧技術専門家（以下「技術専門家」という。）」を災害現地に派遣し、地方公共団体等の行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において技術専門家とは、災害復旧制度を熟知し、災害発生時等に地方公共団体等の求めに応じて速やかに現地に参集し、技術的助言等が可能な者として、(社)全国防災協会が認定し、登録された者をいう。

(認定申請)

第三条 技術専門家の認定を受けようとする者は、別に定める必要書類を添えて(社)全国防災協会会長あて申請する。

(業務)

第四条 技術専門家は地方公共団体等の要請に基づいて、次に掲げる業務を行う。

- 一 災害調査に関する支援
- 二 復旧工法に関する技術的助言
- 三 その他地方公共団体等の災害復旧に関する支援・助言

(費務)

第五条 技術専門家は次に掲げる費務を有する。

- 一 技術専門家は、講習会の受講等、災害復旧に係る技術の研鑽等に努める。
- 二 災害現地に派遣された場合には、現地活動の概況をとりまとめ、(社)全国防災協会会長に報告する。

(運営委員会)

第六条 本制度を的確に運営するために「災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設ける。運営委員会は、(社)全国防災協会会長が委嘱した者をもって構成する。

- 2 運営委員会には委員長を設け、委員の互選により選出する。
- 3 運営委員会は、本制度の運用に関する技術的助言を受ける等必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 4 運営委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 技術専門家の認定登録審査
 - 二 その他本制度の運営に関する事項についての審議

(事務局)

第七条 本制度を円滑に運用するために「災害復旧技術専門家派遣制度事務局」（以下「事務局」という。）を設ける。事務局は次に掲げる事務を行うものとし、(社)全国防災協会内に設けるものとする。

- 一 技術専門家の認定登録に関する事務
- 二 運営委員会開催に関する事務
- 三 技術専門家派遣に関する事務
- 四 技術専門家の研修等の実施に関する事務
- 五 技術専門家の活動のための費用の支弁・会計・契約に関する事務
- 六 その他本制度を円滑に運用するために必要な事務

(派遣費用)

第八条 技術専門家派遣に要する費用（交通費、宿泊費等）は、原則として要請した地方公共団体等において負担するものとし、事務局に納付する。

(その他)

第九条 本要綱に定めるものの他、本制度の運営に関し必要な事項は(社)全国防災協会会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成15年11月20日より適用する。



<問い合わせ先>

社団法人 全国防災協会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 3-11 バインランド日本橋ビル 5F

TEL 03-6661-9730(代) FAX 03-6661-9733

<http://www.zenkokubousai.or.jp/>

E-mail:zenkokubousai@pop02.odn.ne.jp